

# 栃木県農地・水・環境保全向上対策推進協議会規約

平成19年3月23日制定

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、栃木県農地・水・環境保全向上対策推進協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 県協議会は、主たる事務所を栃木県宇都宮市平出町1,260番地の栃木県土地改良事業団体連合会内に置く。

(目的)

第3条 県協議会は、農地、水、農村環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動の推進及び農業者ぐるみでの先進的な営農活動の推進等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 農地・水・環境保全向上活動の推進に関すること。
- (2) 共同活動支援交付金に関すること。
- (3) 営農活動支援交付金に関すること。
- (4) その他第3条の目的を達成するために必要なこと。

2 県協議会は、前項各号に関する事務の一部を栃木県土地改良事業団体連合会に委託して実施する。

## 第2章 会員等

(県協議会の会員)

第5条 県協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 対策に取り組む活動組織が存する市町
- (2) 栃木県農業会議
- (3) 栃木県農業振興公社
- (4) 栃木県農業協同組合中央会
- (5) 全国農業協同組合連合会栃木県本部
- (6) 栃木県認定農業者連絡協議会
- (7) 栃木県自治会連合会

- ( 8 ) 栃木県 P T A 連合会
- ( 9 ) とちぎボランティア N P O センター
- ( 10 ) 栃木県
- ( 11 ) 栃木県土地改良事業団体連合会

( 届出 )

第 6 条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

### 第 3 章 役員等

( 役員の数及び選任 )

第 7 条 県協議会に次の役員を置く。

- ( 1 ) 会 長 1 名
- ( 2 ) 副会長 3 名
- ( 3 ) 監 事 2 名

- 2 会長には栃木県土地改良事業団体連合会会長、副会長には栃木県農業協同組合中央会長、栃木県市長会長及び栃木県町村会長、監事には栃木県農業会議会長及び全国農業協同組合連合会栃木県本部長をもってこれにあてる。

( 役員の職務 )

第 8 条 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - ( 1 ) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
  - ( 2 ) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - ( 3 ) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

( 役員の任期 )

第 9 条 役員任期は、5 年とする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

( 任期満了又は辞任の場合 )

第 10 条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

( 役員の解任 )

第 11 条 県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、県協議会は、その総会の開催の日の 14 日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- ( 1 ) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- ( 2 ) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

( 役員の報酬 )

第 12 条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、別に定める。

## 第 4 章 総会

( 総会の種類等 )

第 13 条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長があたる。
- 3 通常総会は、毎年度 1 回以上開催しなければならない。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - ( 1 ) 会員現在数の 2 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
  - ( 2 ) 第 8 条第 3 項第 3 号の規定により監事が招集したとき。
  - ( 3 ) その他会長が必要と認めるとき。

( 総会の招集 )

第 14 条 前条第 4 項第 1 号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の日の 7 日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

( 総会の議決方法等 )

第 15 条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、それぞれ 1 個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第 2 項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りではない。

- 4 総会の議事は、第 17 条に規定する場合を除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

( 総会の議決事項 )

第 16 条 この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、総会の議決を要する。

- ( 1 ) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。
- ( 2 ) 事業報告及び収支決算に関する事。
- ( 3 ) 諸規程の制定及び改廃に関する事。
- ( 4 ) 共同活動支援交付金の実施に関する事。
- ( 5 ) 営農活動支援交付金の実施に関する事。
- ( 6 ) 農地・水・環境保全向上活動推進交付金の実施に関する事。
- ( 7 ) その他県協議会の運営に関する事。

( 特別議決事項 )

第 17 条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の 3 分 2 以上の多数による議決を必要とする。

- ( 1 ) 県協議会規約の変更
- ( 2 ) 県協議会の解散
- ( 3 ) 会員の除名
- ( 4 ) 役員解任

( 書面又は代理人による議決 )

第 18 条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに県協議会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により議決権を行使した者は、第 15 条第 1 項及び第 4 項並びに第 17 条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 第 1 項の代理人は、会員でなければならない。

( 議事録 )

第 19 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
  - ( 1 ) 開催日時及び開催場所

- ( 2 ) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数及び氏名、第 18 条第 4 項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び氏名並びに代理人の氏名
  - ( 3 ) 議事録署名人の選任に関する事項
  - ( 4 ) 議事の経過の概要及びその結果
  - ( 5 ) 議案及び賛否の数
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。
  - 4 議事録は、第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。

## 第 5 章 幹事会

### ( 幹事会の構成等 )

第 20 条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次の各号に掲げるもの及び第 22 条第 2 項の事務局長をもって組織する。
  - ( 1 ) 栃木県農業協同組合中央会
  - ( 2 ) 地方農業振興協議会代表市町
  - ( 3 ) 栃木県農務部経営技術課・農地計画課
  - ( 4 ) 栃木県農業振興事務所
  - ( 5 ) 栃木県土地改良事業団体連合会
- 3 幹事長は栃木県土地改良事業団体連合会専務理事とする。
- 4 幹事会は、必要に応じ会長が招集する。

### ( 幹事会の協議事項 )

第 21 条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- ( 1 ) 総会に付議すべき事項に関すること。
  - ( 2 ) 総会の議決した事項の執行に関すること。
  - ( 3 ) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。
- 2 幹事会において、前項第 1 号にあっては総会開催の前に、第 2 号及び第 3 号にあっては必要に応じて協議する。

## 第 6 章 事務局

### ( 事務局 )

第 22 条 県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局長は、栃木県土地改良事業団体連合会事務局長とする。

(業務の執行)

第 23 条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- ( 1 ) 事務処理規程
- ( 2 ) 会計処理規程
- ( 3 ) 文書取扱規程
- ( 4 ) 公印取扱規程
- ( 5 ) 内部監査実施規程
- ( 6 ) その他総会において制定された規程

(書類及び帳簿の備付け)

第 24 条 県協議会は、第 2 条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- ( 1 ) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- ( 2 ) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- ( 3 ) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- ( 4 ) その他規程に基づく書類及び帳簿

## 第 7 章 会計

(事業年度)

第 25 条 県協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資金)

第 26 条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- ( 1 ) 共同活動支援交付金の支援交付金
- ( 2 ) 営農活動支援交付金の支援交付金
- ( 3 ) 国からの支援交付金と一体的に交付される地方公共団体からの交付金
- ( 4 ) 農地・水・環境保全向上活動推進交付金
- ( 5 ) その他の収入

(資金の取扱い)

第 27 条 県協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第 28 条 県協議会の事務に要する経費は、第 26 条第 4 号の農地・水・環境保全向上活動推進交付金及び同条第 5 号のその他の収入をもって充てる。

- 2 県協議会の事務に要する経費は、第 26 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号の資金から支弁してはならない。

(事業計画及び収支予算)

第 29 条 県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第 30 条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 7 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第 1 項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第 2 条の事務所に備え付けておかななければならない。

(報告)

第 31 条 会長は、農地・水・環境保全向上対策実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 農振第 1777 号。以下「要綱」という。）農地・水・環境保全向上対策実施要領（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 農振第 1778 号。以下「要領」という。）その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を関東農政局長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

## 第 8 章 県協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第 32 条 この規約を変更した場合は、栃木県と協議を経た上で関東農政局長の承認を受けなければならない。

(届出)

第 33 条 第 23 条各号に掲げる規程に変更があった場合には、会長は、遅滞なく関東農政局長に届け出なければならない。

(事業終了後及び県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第 34 条 第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の事業が終了した場合及び県協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額にあっては要綱に基づき関東農政局長に返還するとともに、同上第 1 号及び第 2 号の事業に係る地方公共団体からの交付相当額にあっては、当該地方公共団体に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

## 第 9 章 雑則

(細則)

第 35 条 要綱、要領その他この規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 県協議会の設立初年度の役員の選任については、第 7 条第 2 項中「総会」とあるのは「設立総会」と読み替えるものとする。
- 3 県協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第 29 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。